

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒617-0833 京都府長岡京市神足跡1番地		平成 23 年 9 月 30 日 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 京都有機質資源株式会社 代表取締役 安田 奉春 電話 075 - 953 - 6100					
主たる業種	産業廃棄物中間処理業 (食品残さの飼料化)						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月まで						
基本方針	機械の入替により、熱効率の向上されるためA重油の削減。A重油の代替燃料として廃食油の量を増やす。LEDの導入や高効率モーターを取り入れることにより、電気使用量の削減に取り組む。						
計画を推進するための体制	主要な機械の入替に伴い、熱効率が向上されるため、A重油の削減が見込まれる。LED, 高効率モーター入れ替えの予算案などの策定。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,663.3 トン	4,647.0 トン	4,636.2 トン	4,625.5 トン	-0.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,663.3 トン	4,647.0 トン	4,636.2 トン	4,625.5 トン	-0.6 パーセント	
目標の根拠		(別紙) 目標の根拠による					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	長岡京工場	事業活動に伴う排出の量 (原料処理量/10)	1.95	1.84	1.80	1.76	-10.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		主要な機械の入替により、A重油の使用量が減ることが考えられること。また、原料の搬入量・処理量が増えていくことも見込まれるので、この数値を設定した。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		29.0 セント	94.0 セント	110.0 セント	110.0 セント		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	主要な機械の入替によるA重油の使用量削減。					
	(24) 年度	LED, 高効率モーターの順次入れ替え。A重油の使用量削減。					
	(25) 年度	LED, 高効率モーターの順次入れ替え。A重油の使用量削減。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	近距離通勤者には自転車通勤を推奨しています。					
	上記の措置を採用する理由	遠距離通勤の作業員については、公共交通機関を使用することが難しい(終業後着がえても工場内の油臭気が残る)ので、上記以外の措置をすることは現状では困難なため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	弊社施設内では植物性廃油 (てんぷら廃油) を熱媒体として使用し、その後燃料化しています。これにより燃料のA重油の量を半分以下に削減できています。また、廃油の一部は地域の自治会等のご協力をいただき、家庭から排出するてんぷら廃油を収集し使用しています。						
特記事項	基準年度を3ヵ年の平均ではなく、22年度を基準年度としている理由は、燃料の使用に大きな影響を与える、原料処理量が22年度に大きく増えたため、3ヵ年の平均を基準とするよりも22年度を基準年度にした方が、より正確な数値が出ると考えられるので、22年度を基準年度に設定しました。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。